



マネージメント・レター No.9

生命保険の賢い活用法

(1)、納税資金対策としての活用法

相続が発生した場合、相続税の納税資金の用意をしなければなりません。生命保険に加入しておくことで、保険金を納税資金として活用できます。このときに受取人を配偶者に行っている人が多いかと思いますが、配偶者の場合、配偶者控除という税法上の特典を利用することでほとんどの場合税額がかかりません。

納税資金で苦勞するのが子供ということになり、受取人は子供とした生命保険に加入することがポイントになります。

なお、配偶者が受け取った死亡保険金で、子供の負担すべき相続税を納税すると、配偶者から子供に対する贈与として贈与税が課税されますので注意して下さい。

(2)、節税対策としての活用

相続税の課税対象となる死亡保険金を受け取った場合には、一定の要件のもと相続税のかからない部分があります。この特典を利用するには、保険料負担者と被保険者が被相続人であり、かつ、その死亡保険金の受取人が相続人でなければなりません。受け取った金額の内、500万円 × 法定相続人の数までの金額については、相続税が課税されません。

なお、保険契約の際には課税関係をよく理解したうえで加入することが大事になります。

生命保険契約のパターン例

	保険料負担者	被保険者	保険金受取人	保険金の種類	かかる税
①	父	父	子	死亡保険金	相続税
②	子	父	子	死亡保険金	所得税
③	父	母	子	死亡保険金	贈与税

生命保険金で相続税の納税資金を準備する場合に、親が保険料相当額の現金の贈与を子に行い、子がその現金で親を被保険者とする生命保険契約を締結すれば、相続税の節税と納税資金対策を同時に解決することができます。この場合に注意すべき点は①毎年の贈与契約書の作成②贈与税の申告③所得税の生命保険料控除の状況等贈与事実の状況を明確にすることが必要です。